

○令和6年能登半島地震

NO	事項	問	答	備考
1	利用者負担額	被災した教育・保育給付認定保護者等に係る利用者負担額の減免について、法的根拠は、施行令第24条第1項、施行規則第56条、第57条と思われるが、具体的な減免額については市町村判断ということで良いか。	お見込みのとおり。	
2	利用者負担額	利用者負担額の減免について、事務処理や減免扱いとするタイミングはどうするのが適当であるか。 減免する際は、通常減免申請をいただき、その上での対応となるが、今回の場合、その申請を省略することはできるのか。 また、減免扱いとなった場合、即座に減額して利用者負担額を設定するべきなのか。	今回の災害の被害状況や復旧の状況を踏まえ、各市町村において、柔軟に対応いただいて構いません。	
3	設備運営基準 公定価格	被災地の援助のために職員の派遣を検討しているが、派遣のために「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に定める基準（以下、「設備運営基準」）並びに「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項」に定める基準（以下、「公定価格基準」）を下回することは可能か。	職員を派遣するに当たっては、利用児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、職員の派遣により基準以下の配置となっても差し支えありません。 この場合において、公定価格の加算等については、当該職員が勤務しているものとみなして算定することになります。	
4	設備運営基準 公定価格	被災した施設の利用児童等を受け入れる際、設備運営基準や公定価格基準を満たすことが必要か。	被災した施設の利用児童や被災児童の受け入れに当たっては、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、設備運営基準及び公定価格基準を下回ることも差し支えありません。 この場合において、公定価格の加算等については、当該児童を受け入れる前の状況をもとにして算定することになります。	
5	その他	自園調理を行うことが困難な場合にはどのように対応すれば良いか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようものが考えられます。 ・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルト食品等、調理しなくても食べられるものを利用する。 ・乳児のミルクについてはあらかじめポット等に入れたお湯を使うこと等により保温管理を行った上で調乳する。 ・保護者に弁当持参の協力を求める。 なお、これらの場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理に万全を期すようお願いします。	
6	一時預かり事業	被災した自宅等の片付けを理由に子どもを預けることは可能ですか。	一時預かり事業については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業であり、被災した自宅等の片付けを行う際に子どもを預けることも可能ですので、地域の実情に応じて御活用ください。	
7	一時預かり事業 (災害特例型)	一時預かり事業(災害特例型)の対象児童は「被災市町村に居住する世帯に属する」ことが要件となっていますが、避難先に生活の拠点を移し、避難先を居住地とする変更手続きを行い、避難先保育所等に在籍した状態で、避難元の被災した市町村で保育所等を利用する場合、一時預かり事業(災害特例型)の対象となりますか。	対象となります。 一時預かり事業(災害特例型)における対象児童の要件である「被災市町村に居住する世帯に属する」とは、当該災害が発生した時点の居住地で判断するものとします。	
8	一時預かり事業 (災害特例型)	一時預かり事業(災害特例型)において、「被災市町村に居住する世帯に属し、利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等を利用する幼児」が対象となっていますが、一時預かり事業(災害特例型)を活用して在籍する幼稚園等とは異なる幼稚園等を利用する場合においても、この対象に含まれますか。	対象に含まれます。 この場合、在籍する幼稚園等とは異なる幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等の一時預かりを利用した場合は、いずれも一時預かり事業(災害特例型)に基づく財政支援が行われることとなります。	